

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公開番号】特開2010-80231(P2010-80231A)
 【公開日】平成22年4月8日(2010.4.8)
 【年通号数】公開・登録公報2010-014
 【出願番号】特願2008-246523(P2008-246523)
 【国際特許分類】

H 0 1 M 4/525 (2010.01)
 H 0 1 M 4/36 (2006.01)
 H 0 1 M 10/0585 (2010.01)
 H 0 1 M 10/0587 (2010.01)
 H 0 1 M 10/0566 (2010.01)
 H 0 1 M 10/052 (2010.01)
 C 0 1 G 53/00 (2006.01)

【F I】

H 0 1 M 4/52 1 0 2
 H 0 1 M 4/36 C
 H 0 1 M 4/36 E
 H 0 1 M 10/00 1 1 7
 H 0 1 M 10/00 1 1 8
 H 0 1 M 10/00 1 1 1
 H 0 1 M 10/00 1 0 2
 C 0 1 G 53/00 A

【手続補正書】
 【提出日】平成23年8月29日(2011.8.29)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0035
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0035】

なお、図1は正極の充放電試験に使用した単極式セルの断面図である。図2は実施例の正極活物質材料の表面のSEM(走査電子顕微鏡)画像である。図3は比較例1の正極活物質材料の表面のSEM画像である。図4は比較例2の正極活物質材料の表面のSEM画像である。

〔実施例1〕

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0050
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0050】

なお、実施例、比較例1及び2の作用・効果を確認するために単極セルを形成した例を示したが、これは正極活物質材料の特性そのものを比較するために採用されたものであり、非水電解質二次電池を得るには従来例のものと同様にして作製すればよい。例えば、上述のようにして作製された実施例の正極活物質材料を94質量部、導電剤としての炭素粉末が3質量部、結着剤としてのPVdF粉末が3質量部となるようにN-メチルピロリド

ン（NMP）溶液と混合してスラリーを調製する。このスラリーを厚さ 15 μm のアルミニウム製集電体の両面にドクターブレード法により塗布し、正極集電体の両面に活物質層を形成し、その後、乾燥機中を通過させて乾燥した後、圧縮ローラーを用いて厚さ $130\ \mu\text{m}$ に圧縮し、切断することによって短辺の長さが $30\ \text{mm}$ 、長辺の長さが $450\ \text{mm}$ の正極極板を作製する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

【図1】正極の充放電試験に使用した単極式セルの断面図である。

【図2】実施例の正極活物質材料の表面のSEM画像である。

【図3】比較例1の正極活物質材料の表面のSEM画像である。

【図4】比較例2の正極活物質材料の表面のSEM画像である。